

豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例

基本理念

自転車の快適で安全な利用の推進は、自転車の利用が環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、市民の健康の増進等に資するものであり、交通の安全及び安心の確保を図りつつ、通勤、通学等の移動手手段のほか、レクリエーション等の手段としても用いられ、その利用の拡大が図られることにより行われなければならない。

責務と役割

市

市民等並びに国及び県と緊密な連携を図り、施策を総合的に実施する

事業者

自転車の快適で安全な利用の推進を図るよう努める

自動車等の運転者

自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるように配慮する

自転車関係団体

自転車の快適で安全な利用の推進に関する活動を自主的かつ積極的に行うよう努める

市民

道路交通法その他の法令を遵守し、自転車の快適で安全な利用の推進に関する理解を深めるよう努める

自転車小売業者等

自転車の快適で安全な利用の推進に関する情報の提供、助言等を行うよう努める

自転車利用者

1. 自転車の快適で安全な利用に関する知識及び技能を習得するよう努める

2. 道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行すること等により自転車を安全に利用しなければならない

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止／夜間はライトを点灯／信号を守る／交差点での一時停止と安全確認
- ながら運転の禁止

3. 乗車用ヘルメットを着用するよう努める
4. 自転車の定期的な点検・整備及び自転車側面へ反射器材の装着をするよう努める
5. 自転車の2箇所を施錠する等盗難防止の措置を講ずるよう努める

市の基本施策

1. 市が管理する道路の保全／自転車通行空間・駐輪環境の整備
2. 自転車の快適で安全な利用に係る支援・普及啓発
3. 自転車を活用した環境への負荷の低減を図るための取組
4. 災害時における自転車の有効活用
5. 自転車を活用した地域づくり・健康づくりの推進
6. 自転車の安全な利用に関する交通安全教育
7. 自転車損害賠償保険等への加入、自転車の施錠等の普及啓発

自転車交通安全教育の推進等

学校の長

その在籍する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教育を行うよう努める

保護者

その監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教育を行うよう努める

事業者

その事業活動又は通勤のために自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る普及啓発及び指導を行うよう努める

自転車損害賠償保険等への加入促進

自転車利用者

自転車損害賠償保険等に参加しなければならない

保護者

その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない

事業者

当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない

自転車小売業者

自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に係る普及啓発及び必要な情報の提供に努める